

## 地方独立行政法人市立吹田市民病院職員住居手当規程

平成 26 年 4 月 1 日規程第 311 号

平成 29 年 11 月 10 日改正

令和 2 年 11 月 13 日改正

(趣旨)

第 1 条 地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程(以下「給与規程」という。)

第 27 条第 2 項の規定に基づき、職員の住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長が定める職員)

第 2 条 給与規程第 26 条の理事長が定める職員は、職員の扶養親族たる者(給与規程第 18 条に規定する扶養親族で給与規程第 20 条の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

(届出)

第 3 条 新たに給与規程第 26 条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類を届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

(確認及び決定)

第 4 条 理事長は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第 26 条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による確認をするにあたっては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

(家賃の算定の基準)

第5条 第3条第1項の規定による届出に係る職員が次の各号に該当する場合における家賃に相当する額の算定は、それぞれ当該各号に定める基準に従い、理事長が行うものとする。

- (1) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合は、その支払額の100分の90に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合は、その支払額の100分の40に相当する額
- (3) 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合は、当該職員の住宅に支払っている家賃の自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として得た額に相当する額  
(支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに給与規程第26条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第7条 削除

(事後の確認)

第8条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が給与規程第26条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 10 日）

この規程は、平成 30 年度移転の新病院開院日の属する月の 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 13 日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
（支給額の特例に関する経過措置）
- 2 令和 4 年 3 月 31 日までに採用された理事長が必要と認める職員の住居手当の月額  
は、給与規程第 27 条第 1 項の月額に 100 分の 150 以内を乗じて得た額とする。
- 3 前項に定める月額の適用期間は、理事長が定める期間とする。